

取適法（トリテキ法）の概要と 実務対応のポイント

令和8年施行に向けた経営課題とコンプライアンス対応

令和8年5月26日（火）

法律事務所ASCOPE
担当弁護士 小林 一樹

本日のアジェンダ（目次）

1. はじめに

法改正の時期と主要な変更点

2. 取適法の概要

目的と用語の定義

3. 取適法の適用対象

対象取引と新たな判定基準

4. 委託事業者の義務

遵守すべき4つの義務

5. 委託事業者の禁止行為

厳格化される11の行為

6. 事件処理手続

行政の調査体制と罰則リスク

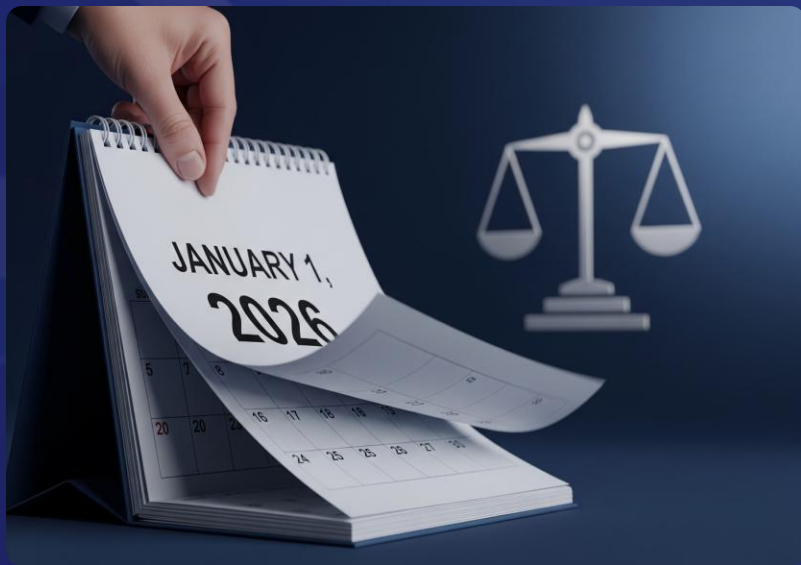
7. 独占禁止法との関係

優越的地位の濫用規制

8. まとめ

本日の要点と企業に求められる実務対応

1. はじめに：法改正の時期



施行日：令和8年1月1日

下請法から取適法へ

現行の「下請法」が抜本的に改定されました。

即時適用の影響

施行日以降の発注分から直ちに新ルールが適用されます。

実務への影響

社内規程の改定や発注プロセスの見直しなどが求められます。

1. はじめに：主要な改正事項の概要

今回の法改正における主要なポイントは、以下の5つに大別されます。

- ① 法律の題名および主要用語の変更
- ② 適用対象となる事業者・取引の拡大
従業員基準等の導入による範囲の拡張
- ③ 新たな禁止行為の追加
協議義務化、手形払いの禁止等
- ④ 事業所管省庁の介入による面的執行の強化
- ⑤ デジタル化・遅延利息規定等の整備

法律事務所ASCOPE



1. はじめに：①法律の題名・用語の変更

① 法律の題名の変更

現行 「下請代金支払遅延等防止法」（下請法）

↓

改正後 「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律」

② 呼称の変更

発注側
親事業者
↓
委託事業者

受注側
下請事業者
↓
中小受託事業者



1. はじめに：②適用対象の拡大

■ 事業者判定基準の拡大

従来の「資本金基準」に加え、新たに「従業員基準」が導入されます。

➡ これまで対象外であった取引先も、新たに規制対象に含まれる可能性が高まります。

■ 取引対象業務の拡充

物品の販売・製造等に伴う「特定運送委託」が規制対象に追加されます。

➡ 運送を委託する取引全般において、新法への準拠が求められます。



1. はじめに：③禁止行為の追加

追加事項1

「協議に応じない一方的な代金決定」の禁止

価格転嫁の要請に対して、**根拠を伴う真摯な協議体制**の構築が義務付けられます。

追加事項2

「手形払等の禁止」の明文化

支払手段が**現金（振込等）に原則化**されるため、資金繰りへの影響を考慮する必要があります。



1. はじめに：④面的執行の強化・⑤その他

■ 面的執行の強化

- 公正取引委員会や中小企業庁による監視に加えて、執行体制が強化されます。
- 新たに**事業所管省庁（物流Gメン等）の主務大臣**にも指導・助言権限が付与されます。
- 業界全体でのコンプライアンス遵守が、多角的に厳格監視されることになります。

■ その他の改正点

- 製造委託の対象に**木型や治具等**が明確に追加されます。
- 書面交付のデジタル化の要件が緩和され、業務効率化が図れます。
- 不当な減額分に対する**遅延利息の支払い**が新たに義務化されました。



2. 取適法の概要

目的（第1条）

本法は、以下の3点を大きな目的としています：

- 中小受託取引を**公正**にすること
- 中小受託事業者の**利益を保護**すること
- 国民経済の**健全な発展**に寄与すること

2. 取適法の概要

関係者の定義（第2条）

■ 委託事業者（旧：親事業者）

中小受託事業者に対し、製造委託等を行う事業者です。
取引関係において**発注側の立場**がこれに該当します。

■ 中小受託事業者（旧：下請事業者）

委託事業者から製造委託等を受ける中小規模の事業者です。
取引関係において**受注側の立場**がこれに該当します。



2. 取適法の概要

4つの義務

- 発注内容の明示
(第4条)
- 支払期日の決定
(第3条)
- 書類作成・保存
(第7条)
- 遅延利息の支払
(第6条)

11項目の禁止行為

第5条：不当な行為を未然に防止

- 受領拒否
- 代金の減額
- 返品
- 買ったたき
- 購入・利用強制
- ...など詳細な禁止規定

行政措置等

当局による厳格な執行 (第10、12条)

- 当局調査
違反が疑われる場合
- 勧告・企業名公表
違反認定時の措置

3. 取適法の適用対象

対象取引の5類型

1. 製造委託

物品の製造や加工の委託

2. 修理委託

物品の修理を他の事業者に委託

3. 情報成果物作成委託

プログラムや映像等の作成委託

4. 役務提供委託

運送やビルメンテ等の提供委託

5. 特定運送委託 **NEW**

物品の販売・製造等に伴う運送の委託



3. 取適法の適用対象

適用基準の変更（従業員区分の導入）

■ 従来

委託側と受託側の「**資本金**」のみで
適用を判定



■ 改正後

「**資本金**」または新たに導入された
「**常時使用する従業員数**」のいずれ
かで判定

※資本金が基準を満たしていなくても、従業員数が基準以下であれば適用対象となります。
これまで対象外と認識していた取引先が、新たに適用対象となる可能性があります。

3. 取適法の適用対象

資本金区分と従業員区分

製造・修理・特定運送・情報成果物(プログラム等)

委託側：資本金3億円超 または 300人超



受託側：資本金3億円以下 または 300人以下

委託側：資本金1千万円超3億円以下



受託側：資本金1千万円以下 (個人含む)

役務提供・情報成果物作成(プログラム以外)

委託側：資本金5千万円超 または 100人超



受託側：資本金5千万円以下 または 100人以下

委託側：資本金1千万円超5千万円以下



受託側：資本金1千万円以下 (個人含む)

4. 委託事業者の義務

(1) 発注内容等を明示する義務（第4条）

発注にあたっては、**直ちに**以下の項目を明示しなければなりません。

- ・ 給付の内容、代金の額、支払期日、支払方法等

これらを「**書面または電磁的方法**」により交付する義務があります。

【改正ポイント】

中小受託事業者の事前の承諾がなくても、**メール等での提供が可能**となりました。

4. 委託事業者の義務

(3) 支払期日を定める義務（第3条）

中小受託事業者の資金繰りを保護するための規定です。

- ・ 支払期日は、以下の日から起算して【60日以内】に定める義務があります。

物品等の場合：「受領した日」から起算

役務提供の場合：「役務を受けた日」から起算

なお、支払期日については、「60日以内」の、**できる限り短い期間内**で定めることが求められます。

5. 委託事業者の禁止行為

禁止行為の前提

たとえ以下の2点が存在しても、法令違反として処罰の対象となります。
(客観的な事実のみで違反が認定される性質を持っています。)

POINT 01

中小受託事業者（相手方）の
「了解」や「合意」がある場合

POINT 02

委託事業者（当社側担当者）に
「違法性の意識（故意）」がない場合

5. 委託事業者の禁止行為

(1) 受領拒否（第5条第1項第1号）

違反行為

受託側に責任がないのに、発注した物品等の受領を拒むこと。

想定事例

- 番組出演者の不祥事を理由に、完成済みの映像データを受領しない等

(2) 支払遅延（第5条第1項第2号）

違反行為

支払期日までに代金を支払わないこと。

※改正により、手形による支払いも禁止（支払遅延に該当）されます

想定事例

- 社内検査の未了を理由に、受領から60日を超えて支払いを保留する。

5. 委託事業者の禁止行為

(3) 代金の減額（第5条第1項第3号）

違反行為

受託側に責任がないのに、発注時に決定した代金を後から減らすこと。

※振込手数料の負担を相手方に強いることも減額に該当します

想定事例

- 単価引下げ合意前の発注分に新単価を遡って適用し、差額を差し引く。

(4) 返品（第5条第1項第4号）

違反行為

受託側に責任がないのに、受領した物品を返品すること。

想定事例

- 自社の生産計画の変更を理由に、余った部品を返品する。

5. 委託事業者の禁止行為

(5) 買ったたき (第5条第1項第5号)

違反行為

通常支払われる対価に比べ、著しく低い代金を不当に定めること。

想定事例

- 量産終了後の補給品発注で、数量減を考慮せず量産時の安い単価を据え置く。

(6) 購入・利用強制 (第5条第1項第6号)

違反行為

正当な理由がないのに、指定する物品や役務を強制的に購入・利用させること。

想定事例

- 納入業者に対し、自社の冠婚葬祭サービス等を強制的に購入させる。

5. 委託事業者の禁止行為

(7) 報復措置（第5条第1項第7号）

違反行為

受託側が当局に違反を通報したことを理由に、取引停止等の不利益な取扱いをすること。

想定事例

- 公正取引委員会への通報を理由に、次回の発注を行わない。

(8) 有償支給原材料等の早期決済

違反行為

有償支給した原材料等の代金を、それを用いた物品の代金支払日より早く決済させること。

想定事例

- 半年分の原材料をまとめて買い取らせ、その代金を即座に決済させる。

5. 委託事業者の禁止行為

(9) 不当な利益提供要請

違反行為

自己のために、受託側に金銭、役務、その他の利益を不当に提供させること。

想定事例

- 委託取引と無関係な別の荷物の積み下ろしを、運送会社は無償で行わせる。

(10) 不当なやり直し

違反行為

受託側に責任がない発注の取消や内容変更に伴う費用を、委託側が負担しないこと。

想定事例

- 自社都合で完成受領後に仕様変更を指示し、追加費用を支払わない。

5. 委託事業者の禁止行為

(11) 協議に応じない一方的な代金決定

違反行為

受託側からの価格協議の求めを無視したり、必要な説明を行わずに一方的に代金を決定する行為。

想定事例

- コスト上昇に伴う単価引上げ要請に対し、具体的説明や根拠を示さず一方的に据え置く。

新設規定のポイント（第5条第2項第4号）

改正の背景

昨今の物価高騰を背景とした実務上の最重要ポイントとして追加されました。

実務上の留意点

- 形式的な協議ではなく、コスト上昇の根拠に基づく真摯な対応が求められます。

6. 事件処理手続：調査と勧告の公表

定期調査、立入検査

厳格なモニタリング体制

- 公正取引委員会および中小企業庁が、毎年、全数に近い規模での定期調査を実施しています。
- 疑いがある場合には、抜き打ちでの立入検査や帳簿類の精査が行われます。

勧告の公表

違反認定時の法的措置

- 違反が認められた場合、原状回復（代金の支払い等）や再発防止を求める「勧告」が行われます。
- 勧告がなされた場合、企業名や違反内容が当局のWebサイト等で公表されます。



6. 事件処理手続：指導権限の強化と罰則

事業所管省庁による介入

面的執行の強化

- 改正により、物流Gメン等の事業所管省庁も指導や助言を行う権限を持ちます。
- 公取委・中企庁に加え、業界を熟知した主務大臣が直接関与することで、実効性が高まります。



罰則規定（刑事罰）

コンプライアンス違反のリスク

- 発注書面の未交付や、当局への虚偽報告等に対しては刑事罰が用意されています。
- **最高50万円の罰金**
違反した個人（担当者）および法人（当社）の両方に科される可能性があります。



7. 独占禁止法との関係：優越的地位の濫用規制①

取適法の適用対象外であっても、独占禁止法で規制される可能性があります

規制の適用範囲

- 取適法の適用要件（資本金・従業員数）から外れる取引も対象
- 資本金規模に関わらず、不公正な取引方法は禁止されています

優越的地位の濫用【要件】

1. 自己の取引上の地位が相手方に優越していることを利用する行為
2. 正常な商慣習に照らして、相手方に不当に不利益を与える行為

7. 独占禁止法との関係：優越的地位の濫用規制②

「優越的地位の濫用」は以下の3要素から総合的に判断されます

① 優越的地位の有無

- 取引の継続の必要性
- 相手方の当社への依存度
- 市場における地位など

② 濫用行為の存在

- 協賛金の負担
- 従業員の派遣要請
- 不当な返品
- 押し付け販売など

③ 不当性

- 正常な商慣習に照らして不当に不利益を与えることであるか否か

8. まとめ：本日の要点と実務への影響①

令和8年1月1日より「下請法」は「取適法」へ名称変更され、実効性が強化されます

適用範囲の拡大

- 従来の資本金基準に加え「従業員数基準」でも判定され、広範な事業者に影響が及びます

取引ルールの厳格化

- 手形払いが原則禁止となり、下請事業者の資金繰り保護が強化されます
- 価格転嫁を円滑にするための「協議義務」が厳格化され、一方的な価格決定は違法とされます

8. まとめ：本日の要点と実務への影響②

保護措置とデジタル化

- 不当な減額分に対する遅延利息の支払いが義務化される等、受託者保護が手厚くなっています
- 発注書面のデジタル化（電磁的方法による交付）が容易になりました

執行体制の強化

- 事業所管省庁も介入する「面的執行」により、今まで以上にコンプライアンス遵守が求められます

企業に求められるアクション

社内規程の改定や発注プロセスの見直しを計画的に進めていただく必要があります

ご清聴ありがとうございました

質疑応答